

通玄律師と『菩薩戒行事鈔』

藤谷 厚生

(平成18年3月31日 提出)

通玄律師とその著『菩薩戒行事鈔』については、徳田明本氏が、

その著『律宗概論』やその論文「单持菩薩戒の主張について」⁽¹⁾にお

いて若干記述されているのみであり、これまで本書についても、またその作者である通玄律師についても、近世戒律思想研究の上からも殆ど言及されることがなかった。というのも、この書籍については近年所在すら明確ではなく、全くその詳細なる内容についても不明のままであったからである。今回、筆者は偶々この通玄律師が撰述した『菩薩戒行事鈔』を直接披見する好機を得ることができた。

本稿では、近世江戸期の戒律復興の流れの中で、野中寺一派に受具した律師の行跡を明確にし、『菩薩戒行事鈔』を中心資料として、その内容を読み解き、分析吟味することによって、通玄律師の提唱した菩薩戒とはどのようなものか、またその意図とは何であったかを考え、律師の戒律思想またその創設した宝田律僧坊の特性を考察しようとするものである。

キーワード：通玄直心・菩薩戒・梵網律・近世戒律思想

はじめに (通玄律師と戒律復興)

通玄直心は、江戸前期の真言律の学匠である。この通玄律師に関する資料は少なく、今二、三の資料を参考にその生涯の概略を見る

ことにしたい。まず、『日本仏家人名辞書』の通玄の欄には、

通玄……「真言宗」河内蓮光寺の学僧なり、通玄は讃岐多度津の人、出家して真言宗に帰し、高野山に学び、事教二相に通ず。河内蓮光寺に住し、著作を事とす。寿欠く。

…… (蓮光寺返書、近代名家著述目録)⁽²⁾

とあるだけで、その経歴・生年の詳細は不明である。しかし、幸いにも近年『通玄和上小史』⁽³⁾と言う書物があることを知り、これを参考にすることで些かではあるが、通玄律師の足跡が分かり得る。この『通玄和上小史』(以下、『小史』という)はその編者である山崎好治氏が、律師が建てた蓮光寺に残る若干の資料をもとに、律師の事跡を簡潔にまとめた書籍である。今その『小史』を見ると、

(通玄)和上は讃岐多度津の人、俗姓加藤、明暦二年誕生、同郡北鴨の道隆寺明王院にて剃髪、高野山に学び、事教二相に通ず。後、唐招提寺の僧となりて研鑽、更に河内国青龍山野中寺に於て律学を極む。元禄元年、三十二才にて河内国丹南郡東野村蓮光寺は叡尊興正菩薩開基(事実は中興)の靈跡であるを慕いて唐招提寺より来り一屋もなき荒涼たる廃坊の跡を復興された。和上は博覧強記、著述を事とし、その数、四十一部七十三冊に及ぶ。宝永、正徳年間は宝田(蓮光寺)僧坊を四分律僧蘭と成し平常衆僧は六十余名、漢学、俗典(和

藤 谷 厚 生

歌等）を学ぶ徒衆は数百名に達したという。享保十六年四月二十五日蓮光寺に没す。^三

とある。律師は、明暦二年（一六五六年）に現在の香川県多度津町に生まれ、同郷にある道隆寺で得度の後、高野山に登り密教を修学するも、後に唐招提寺の僧となった。何故、唐招提寺に入衆するかはその理由は定かではないが、その後の足跡から志が戒律の修学に向ったことは間違いないであろう。通玄律師が修学した頃の明暦から寛文年間、高野山では度重なる学侶衆と行人方との諍い訴訟が起り、幕府自身がその顛末に介入するという荒廃した状況がその背景にあった。また一方、明忍律師が再興した京都禪尾山平等心王院（後に西明寺）を拠点として、戒律復興の流れがおこり、専ら真言宗徒を中心に持戒遵守の風潮が振興することとなった。特に寛文年間には、この平等心王院に受具した慈忍慧猛が河内に野中寺を四方僧坊として再興し、野中寺一派を興すこととなる（一六七〇年頃）。また同じく平等心王院に受具した賢俊良永の流れを汲む高野山円通律寺三世であった快円恵空は、泉州堺の大鳥山神鳳寺を復興し、賢俊の高弟で自らの師でもある真政円忍を招請し首座となし、ここを四方僧坊として神鳳寺一派（大鳥派）を起こしたのであった（一六七二年頃）。こうして世に言う「律の三僧坊」が創設され、ここを中心に江戸初期には持戒律の僧風が世に浸透してゆくのである^四。通玄律師が過ごした修学期は、まさにこういった戒律復興の気運の最中であり、律師自らもこういった風潮に身を投じたものと考えられる。

通玄律師が、律学を究めたとされる野中寺（大阪府羽曳野市）は、慈忍律師が結制した四分律の如法僧坊であるが、その高弟である野中寺二世・慈門信光さらに同三世・戒山慧堅は当時名高い律宗の学匠であり、多くの僧がその門下に参集したことが知られる。特に戒

山律師は靈潭性激の自誓受戒の証明師となり、この靈潭律師からは浄土律が起り、さらに戒山律師の高弟であった湛堂慧淑は靈空光謙の受戒証明を行うが、この靈空律師からは天台安樂律が興るなど当時の戒律復興の流れの中で他宗にも大きな影響を与えたことは重要であろう。また幕末にはこの一派から慈雲尊者が出て正法律が提唱されるなど、この野中寺一派の流れは近世戒律思想研究において極めて重視すべき位置にある。

通玄律師がこの野中寺一派に交衆したことは、同寺に遺る僧名録を見ても明らかである。今、ここで二本の僧名録に記された律師の記録をあげると、『青龍山野中律寺一派僧名録』（享保十一年頃）には、

通玄直心 退当派

とあり、さらに別本『青龍山野中寺僧名録』（明治期まで）には

通玄直心 参州之人也 後退当派 住河州東野邑蓮光寺中興

享保十六亥四月廿五日寂 法臘五十夏

とあり、先にあげた『小史』に記された律師の生没年代と内容が一致する^五。ところで、律師がいつ頃に野中寺僧坊において具足戒を受得したかを考えるならば、ここに律師の遷化が享保十六年（一七三一）四月二十五日で享年七十六歳とあり、さらに法臘五十夏とあることから計算すると、受具は律師二十六歳となり、恐らくは天和元年（一六八一）頃になる。この天和の始めの野中寺は、中興第一世である慈忍律師の入寂間もないころであり、まさに第二世慈門律師を中心に戒律研究が推進され、またその高弟・戒山律師が律幢を高揚した時代でもあり、律学研鑽のためこの野中寺律僧坊に入衆したのであろう。

野中寺に残る当時の規則である『龍山清規』には

通玄律師と『菩薩戒行事鈔』

一、凡そ入衆を願う者の有らば、当に其の器を擇ぶ可し。必しも旧所宗を論ぜず。但、当に其の信不信如何と見て、必ず道に進む可きものと知て之を許すべし。又、当に其を当派の中に於いて随うに、一人を請して以て其の師と為さ令むべし。^(六)

とあるから、四方僧坊として野中寺僧坊では、通玄律師のような他宗の者でも、律学に対する志があれば入衆は可能であったし、先の僧名録の前後内容から考えれば、恐らくは慈門律師を師とし受具（依止）したことが推測され得る。また当時の律僧坊の受戒規律では、五夏已満（五年間は先輩の比丘に依止する）が通例であったので、通玄律師も五年間は野中寺僧坊に在住し学問研鑽したものとと思われる。^(七)

さて、江戸時代の比丘は、五夏を終えると先輩僧がいる別院に転住したり、また自ら草庵や寺院をたてて持律生活をするのが常であった。それ故、五夏を終えた通玄律師は、当時の比丘の儀風に倣い本寺である野中寺律僧坊を離れ独住（別居）するため、当時荒廃していた河内国東野村（大阪府狭山市東野）の蓮光寺に至ったものと考えられる。^(八)この蓮光寺は、先の『小史』にあるように真言律の祖師である西大寺興正菩薩叡尊の中興靈跡であり、律師は元禄元年（三十三才頃）に僧坊を建立するためこの廃寺の復興に着手したのかもしれない。律師がどういった援助の下で、この蓮光寺を復興したかその経緯は、知り得ないのではあるが、『小史』に「宝永、正徳年間（宝田（蓮光寺）僧坊を四分律僧蘭と成し平常衆僧は六十余名、漢学、俗典（和歌等）を学ぶ徒衆は数百名に達した」とあるから、律師が宝永（一七〇四）から正徳（一七一五）年間にここに現前僧坊を開創したことが窺い知れる。

ところで、野中寺一派に入衆し籍をおいていた僧が別に律僧坊を

構えることは、宗内ではどのように考えられていたのだろうか。当時の野中寺僧坊の『規約』（貞享元年・一六八四）や『龍山清規』には、

一、別院の比丘、僧坊を建立せんことを願はば、違拒することを得ず。此れ忍和尚の遺志に係る。当に能く知悉すべし。^(九)

とある。つまり野中寺一派に於いては、五夏已満の比丘が僧坊を建立することには、反対しないということであり、むしろ別に律僧坊が増えることは、野中寺中興であった慈慧慧猛律師の遺言（願い）でもあり、肯定的に考えられていたのである。この点は、当時の他の律僧坊である西明寺一派（平等心王院）や神鳳寺一派での事情とは大いに異なる。この野中寺一派では、後に慈雲尊者が、葛城高貴寺に僧坊を建て、正法律の一派を開創する訳であるが、これも野中寺特有の別僧坊容認の性格に基づくものであり、近世戒律史の流れを考える上でこの傾向は重要な特性と言える。^(一〇)

蓮光寺での通玄律師

蓮光寺を再興しここに転住した通玄律師は、『小史』に「和上は博覧強記、著述を事とし、その数、四十一部七十三冊に及ぶ。」とあるように、専ら戒律関係の典籍の著述に専念したものと考えられる。律師の著述については次節でふれるが、梵網經や四分律など戒律関係が多く、その他に真言関係など合わせると四十一部計七十三冊に及ぶ著述が現存するとされる。また、それら梵網經や四分律に関する著述が、元禄から宝永にかけて、京都や大阪の版元から刊行されると、律師の名声は次第に世間に知られることとなり、ここに多くの衆徒が蓮光寺に参集したものと考えられる。こうして先に「宝永、正徳年間は宝田（蓮光寺）僧坊を四分律僧蘭と成し平常衆

藤 谷 厚 生

僧は六十余名、…」とあるように、律僧坊としての宝田僧坊が律師によって開創され、ここに多くの僧俗が受戒し、同寺がいわば江戸中期の戒律復興の拠点となったものと推測される。

ところで、先にあげた野中寺の享保十一年僧名録では、通玄律師が「退当派」即ち野中寺一派を退衆したことがわかる。^(二)享保十一年(一七二六)は正に本論で述べる『菩薩戒行事鈔』が著された頃であり律師の晩年ではあるが、律師は明らかに野中寺一派から独立し、宝田律僧坊・蓮光寺一派を建てようとしたことが考えられる。というのも、同じ野中寺僧名録には、通玄律師の弟子・寶梁律師の記述があるが、そこには

寶梁素潤

尾州の人、通玄和尚の門人なり。享保十八年丑五月朔日、蓮光寺に於て受具す。後当派に属す。^(三)

とあり、寶梁律師が宝田僧坊で受具した事実が記され、享保の頃には蓮光寺において受具(比丘の受戒)が行われていたことが分かる。これに対して当時野中寺一派では、受具に関する規則が明確に定められており、同寺の『規約』(貞享元年)には

一、凡そ沙弥を度し具戒を受くには、界外に在て私許することを得ず。当に本山に於て衆僧の聴許証明を乞うべし。

とあり、また『僧制』(延享三年)にも

一、当派の比丘、沙弥を度するに具足戒を受け令むめんと欲すれば、必ず当に本山の戒場に來りて受具せしめ、堅く界外の受具の事を許さず。^(四)

とあるように、野中寺一派では衆僧の本山以外での受具は堅く禁じられていた。こういった背景から察すれば、当時蓮光寺宝田僧坊は、野中寺一派から離脱し、自ら受具し得る単独の律僧坊となっていたことが推察される。ただ、こういった単独の律僧坊創設もそう長くは続かなかったようで、通玄律師の入寂直後には、再び蓮光寺は野

中寺会下に復属することとなった。同じく野中寺僧名録には、通玄律師の高弟・到岸律師の記述があるが、そこには

到岸素寛

讃州多度郡の人なり。本姓未考。通玄和尚の上足、蓮光寺二世なり。当山□一臘職の間、親ら領主北條濃州大守に願ひ、本山の九旬輪番を江府の宣許に乞う。且つ請れて八幡山に返る。尤も有功の人なるが故に、衆許して還衆せしむ。

とある。つまり、蓮光寺二世で通玄律師の法嗣でもあった到岸律師が、野中寺の一臘職であった頃、領主であった北條氏に懇願して輪番制の許可を得た。そういった功績が、嘗て到岸律師にあったので、後に還衆が認められたというのである。同じく野中寺の僧名録には、この到岸律師の記述以後、蓮光寺門下の僧名の名が見られるので、恐らくは一度、通玄律師と共に野中寺を脱退したのであるが、到岸律師の復帰を期に、通玄門下の衆僧は野中寺一派に籍を置くこととなったのであろう。この到岸律師の野中寺派への復帰の正式な年代は不明であるが、通玄律師の入寂後間もない頃と思われる。^(四)

さて通玄律師はその生涯の後半をこの蓮光寺で過ごし、多くの戒律に関する書籍を著し、律師の名声が高まるにつれ、多くの衆徒がその門下に集い、ここに新しく律僧坊の一派を建てた訳であるが、享保十六年(一七三一)四月に七十六歳の生涯をこの寺にとじることとなる。その終焉については『小史』に

遺骸は深更秘かに寺前の屍林に埋め、他所の地と等しくして後日何処の地か判別出来ぬようにし、松柏等植えず、塔婆も建てるを禁ずると遺言しているの、今も位牌、塔婆の類は無い。とあるように、律師の遺言(「預属後事文」等)によりその遺体は夜半人知れず境内地に埋められ、墓石や位牌は一切作られなかった。また、同寺には律師の遺偈と歌を刻した扁額が残存しているが、そ

通玄律師と『菩薩戒行事鈔』

こには

遺偈 去此苦域 生彼樂域 去実非去 生即無生
水むけな 卒とばもたてな 我はかに まいらぬとても 念仏
だにせば

とあり、その最期から律僧として何ら物に拘泥のない律師の為人が
彷彿とされる。^(一五)

その著述と戒律論争

通玄律師の著述については、前節でも少し触れたが、梵網經系統
や四分律系統など戒律関係が多く、その他に真言密教関係など合わ
せて四十一部計七十三冊に及ぶ著籍があげられる。それら内容すべ
てを確認検討することは、今後の課題としたいが、今先にあげた
『小史』の記述および『仏書解説大辞典』等を参考にその著述をあ
げれば次のようになる。^(一六)

〈通玄律師の著述〉

(戒律関係)

梵網經古迹記資講鈔	十卷 (刊本)
梵網經古迹記資講鈔引掬	一卷 (刊本)
梵網經古迹記資講鈔引掬増補	一卷 (刊本)
菩薩戒本宗要資糧鈔	一卷 (刊本)
菩薩戒本宗要資糧鈔引掬	二卷 (刊本)
梵網經菩薩戒本疏紀要引掬	一卷 (刊本)
梵網經菩薩戒本疏紀要引掬増補	一卷 (刊本)
梵網戒經資講鈔	五卷 (刊本)
梵網本疏引掬増補	一卷 (刊本)
菩薩戒行事鈔	三卷 (自筆写本)

戒本疏引掬

行事鈔資持記研精章

行事鈔資持記引掬

行事鈔引掬

行事問弁

四分律含註戒本疏並記引掬

含註戒本序引掬

○業疏引掬

四分律比丘尼鈔序解

教誡律儀簡釈

教誡律儀指要鈔

教誡律儀指要鈔引掬

教誡律儀指要鈔講録

八斎戒作法得道鈔

八斎戒作法得道鈔講録

六物図略解

內衣属軽物弁

僧中食論筌蹄鈔

(真言密教・その他)

三教指帰簡註

即身義円鏡鈔

修密問弁

梵字八転声

宝篋印陀羅尼仮名鈔

光明真言勸発記

光明真言不動義釈

菩提心論須知鈔

戒本疏引掬	一卷 (刊本)
行事鈔資持記研精章	一卷 (刊本)
行事鈔資持記引掬	五卷 (写本)
行事鈔引掬	一卷 (自筆写本)
行事問弁	一卷 (写本)
四分律含註戒本疏並記引掬	二卷 (写本)
含註戒本序引掬	一卷 (写本)
業疏引掬	一卷 (写本)
四分律比丘尼鈔序解	一卷
教誡律儀簡釈	二卷
教誡律儀指要鈔	二卷 (刊本)
教誡律儀指要鈔引掬	一卷 (写本)
教誡律儀指要鈔講録	一卷 (写本)
八斎戒作法得道鈔	二卷 (刊本)
八斎戒作法得道鈔講録	二卷 (写本)
六物図略解	二卷 (刊本)
內衣属軽物弁	一卷
僧中食論筌蹄鈔	一卷
(真言密教・その他)	
三教指帰簡註	二卷 (刊本)
即身義円鏡鈔	二卷
修密問弁	一卷
梵字八転声	一卷
宝篋印陀羅尼仮名鈔	一卷
光明真言勸発記	一卷
光明真言不動義釈	一卷
菩提心論須知鈔	一卷

藤 谷 厚 生

○ 弁惑通衡

大乘地藏経得楽疏

(合地藏本願経塵蹄疏)

二卷

一卷(自筆写本)

行者靈驗記

二卷

法華会義引拠

四卷

宝田諸弁

一卷

この一覧を見て分かるように、律師がその若年において真言密教を修学したこともあり、真言密教関係の著述が十三部あるが、これらは専ら写本であり『三教指帰簡註』を除いては刊行されるには至っていない。これに対して、戒律関係の著述に当たっては十四部が版本として刊行されている。それらを大別すれば、梵網経やその梵網菩薩戒に関する著述と南山律宗で重要視される道宣撰述の四分律行事鈔、四分律含注戒本、教誡律儀などの四分律に関する著作とに分けられる。これらの多くは、律師が蓮光寺に転住した元禄期以降に著したものであり、概ね版本として上梓流布された。^(二七)

尚、これら著作が一体何について述べられたものかは、そのタイトルから大体推測され得ると思うので、ここでは敢えて各々の説明は割愛するが、この著作一覧にある○印付の典籍については、恐らくは「業疏引拠」は、道宣述「四分律刪補隨機羯磨疏」の引拠(引用文献参考)であり、「弁惑通衡」は、浄嚴著「弁惑指南」また寂本著「弁惑通衡」に関係するもので、顕密二教の相違を論じたものであると思われる。

さて、江戸中期になると戒律復興の気運は各宗派に及び、当時各宗派間で起こった宗論(宗学に於ける解釈論争)の隆盛に相俟って、戒律論争(律疏などの解釈論争)が起こることとなる。この戒律論争の概略については、徳田氏の『律宗概論』第七章・徳川時代の「律風」などで知ることができるが、そういった戒律論争の渦中に、

通玄律師は名を馳せることとなる。それは、真言律の僧・正亮や華嚴の学匠・鳳潭との間でなされた解釈論争である。勿論、この両者と律師との間でなされた論争の顛末およびその論点については、未だ詳細な検討がなく、今後の研究を待たねばならない。

正亮玄心(一七二〇)は、元智積院の学侶であったが、後に堺の神鳳寺律僧坊に於いて受具し、奈良の三輪山麓の平等寺遍照院に転住し、大御輪寺、三輪流神道を復興した真言律僧である。^(二八)この正亮には、『菩薩戒本宗要簡註』『三衣弁惑篇賛釈』『教誡律儀輯解』など三十余部に及ぶ著作があるとされる。

この正亮著述の『教誡律儀輯解』(四卷)が元禄二年に出版されたのであるが、此に対し通玄律師は『教誡律儀指要鈔』(二卷)を著して論破し、さらに正亮は応じて『教誡律儀詰通護篇』(一卷)を以て返破したと伝えられる。『教誡律儀』は、具足戒をうけた新学の比丘が修学すべき律儀を述べた南山道宣の撰述であるが、この注釈については野中寺派の慈忍律師の『教誡律儀鈔』をはじめ、円鏡の『教誡律儀贊行鈔』、野中寺派・慧淑の『教誡律儀講述』『教誡律儀講述便宜鈔』、靈雲寺派・浄嚴の『教誡律儀纂訓鈔』、普寂の『教誡律儀玄談』など、江戸期には三十部に及ぶこれに関する注釈があり、当時律寺において最も解釈研究された典籍であった。^(二九)それ故、通玄律師もこの『指要鈔』の他に『指要鈔引拠』『指要鈔講録』などを著している。ただ、この『指要鈔』上巻冒頭には、教誡律儀について

古より南北の律苑、戒門に登る者、必ず先ず之による。是の故に、註解を作る者、ただ一二に非ず。而るに事を引くこと繁衍にして、多岐に迷ふ。方に今、繁を刪り要を録す。以て日用の急務に便す。^(三〇)

とあり、当時の教誡律儀の注釈があまりに煩瑣に述べられすぎ、逆

通玄律師と『菩薩戒行事鈔』

に初学の者を迷わす傾向にあるので、余計なものを削り簡潔に要点を纏める目的で、律師はこの『指要鈔』を著したことが記されている。管見ではあるが、律師は『指要鈔』を必ずしも論争を意図して著したのではないことがここに分かる。

次に鳳潭との論争についてであるが、鳳潭僧濬（一六五四～一七三八）は、十六歳の時に河内国今井郡（大阪府美原町）にある法雲寺の慧極道明を師として出家し、後に鉄眼道光の請いによりその門人となり、名を菊潭から鳳潭と改めた。慧極、鉄眼の両師は、黄檗宗の三傑に数えられた禅の学匠であった。二十歳の時、長崎に赴き外典を学び、印度渡航を計画するが国禁により望み果たせず、鉄眼の勧めにより華嚴宗を復興せんと志を立て、南都に遊学し唯識、俱舍、華嚴、法華などと広く教学研究に勤しんだ。

世に「華嚴の鳳潭」と称せられたのであるが、何と言っても鳳潭の異彩ぶりはその著述と論難の多さにある。例えば、慈空顕慧、主真、如玄などの諸師との間で行われた起信論の解釈論争、靈雲寺の慧光や実詮などとの間でなされた真言宗批判の論争、天台の光謙や義瑞の念仏説の破斥などには有名であり、またその他には、西山浄土宗の知空、真宗の法霖、浄土宗の義海、日蓮宗の日達などと宗論を交え、多くの論駁書を著してこれらの諸師を徹底的に批判したことが知られている。まさに鳳潭は江戸時代きっての論客であり、その名声は当時の仏教界に広く知れ渡っていたのである。享保八年（一七二三）に京都の松尾に華嚴寺（通称・鈴虫寺）を開き、元文三年（一七三三）二月二十六日に八十五歳で入寂したのであるが、その著述としては、『華嚴五教章匡真鈔』『俱舍論冠註』『起信論幻虎録』などがあり、華嚴、俱舍、法華など宗派を超え多岐にわたり、膨大な数の著述がある。

抑も通玄律師には、新羅の太賢の著した『梵網經古迹記』（三卷）

の注釈である『梵網經古迹記資講鈔』十卷（宝永四年刊）があった。鳳潭がその大著『梵網經戒本疏紀要』（六卷）を享保九年に京より刊行すると、これに対し律師は『梵網經古迹記資講鈔引挈』一卷（享保十一年頃）を著してこれを破斥し、さらに鳳潭は『梵網戒本疏紀要竜鳴斥謬』二卷（享保十三年版）でこれに反駁し応酬したという。ただ、ここでなされた両者間の批判は、いわば梵網經の解釈論争であり、この点は両者の梵網經解釈を考える上で重要といえる。この鳳潭と通玄律師との論争は、律師の『資講鈔引挈』を筆者はいま直接に見得ないので、両者間での完全な反論の遣り取りをいま明らかにすることはできないが、ただ鳳潭の著した『戒本疏紀要』と『戒本疏紀要竜鳴斥謬』は日本大蔵經に翻刻所載されているので、それを対照するとその顛末は大凡推測され得る。いま鳳潭撰『戒本疏紀要竜鳴斥謬』の冒頭の反駁に焦点をあて、その解釈争論の内容の一例を挙げてみようと思う。

まず、法蔵の『梵網經菩薩戒本疏』（大正四〇卷・六〇二頁）にある「不可説法、啓心地於毛端」という箇所を解釈して、鳳潭はその『戒本疏紀要』巻一で

「〔梵網經本文〕「爾時、盧舍那仏、此の大衆の爲に略して百千恒河沙の不可説法門中の心地を開くこと、毛頭許りの如し」と。故に「啓心地於毛端（心地を毛端に啓く）」と曰う。有るものの云う、「毛端とは猶お淨利と云うべし。一毛端より宝王利を現すと曰うが如し。」には非ざる也。：

と説明している。ところが、この解釈に対して、通玄律師が異説（解釈）を以て反論したことが分かる。それは、鳳潭の『戒本疏紀要竜鳴斥謬』に記されているが、その巻一の冒頭には

愚人、（紀要第一に）「毛端とは猶お云う淨利に非らざる也。」を救して云う。「千百億微塵数を率いて華藏界に会す。例へば、

唐の華嚴に云うが如し。：乃至：甚だ不可也。」と。議して云く。噫、愚かなる哉。今、既に「心地を啓く」と云へり。即ち上に「略して心地を開くこと、毛頭許りの如し」と云うに同じなり。知んぬべし。法門を啓く（とは）之（のれ）開端なるが故に。例へば、「我但説一分（我、ただ一分を説く）」と（いうが）如し。之を思へ。^{（二四）}

とある。つまり、ここでは「啓心地於毛端」の一文を簡潔に言えば「心地を毛端に啓く」（盧舎那仏が不可説の法の境地を少しばかり開説された）と理解するか、またこれを「心地を毛端より啓く」（盧舎那仏が不可説の法の世界を白毫より開示された）と解釈するか、の相違が問題となっており、ここでの論点となっている。前者の解釈が鳳潭であり、後者が律師の立場である。そもそも、鳳潭は『戒本疏紀要』の巻一で、原文の梵網經の一文「略して心地を開くこと、毛頭許りの如し」を引いて、この箇所を法蔵は「心地を毛端に啓く」（境地を少しばかり開説された）と説明していると簡明に述べている。それ故この場合「毛端」とは「毛頭ばかり」つまり「少しばかり」とか「一端」という意味で理解すべきで、「有るもの」（つまりこの箇所を、ある者）がここでの「毛端」を、仏の白毫相の如き毛端から現わされた「淨利」、清らかな仏の世界のことであると言っているが、そういった解釈は過ちであると論断しているのである。ところが、（推測であるが）律師は、「毛端」を敢えて「淨利」と理解し、八十華嚴などに述べられる華嚴世界のようなものであり、「心地を毛端より啓く」（盧舎那仏が不可説の法の世界を白毫より照らし出して開示された）と理解すべきで、鳳潭の解釈は「甚だ不可なり（間違っている）」と反論しているのである。（恐らく『資講鈔引拠』には、このようなことが記述されていると思われるが、不明。）確かに、真言密教を修学した律師からすれば、そういった密教的な

解釈がなされても不思議ではないようにも思われる。

しかし、これに対する鳳潭の反駁は、極めて手厳しい。『紀要竜鳴斥謬』で鳳潭は「愚人：ただして云う」とか、「ああ。愚かなるかな」という言葉に見られるように、明らかに律師を愚者扱いして、徹底的に論破している。結局ここでの鳳潭の言いは、紀要の巻一で、原文の梵網經の一文を挙げたように、原文に即して解釈すれば、明らかに「心地を毛端に啓く」（盧舎那仏が不可説の法の境地を少しばかり開説された）という意味でしか、ここは解釈できないのであって、例えば、經文に「我但説一分（我、ただ一分を説く）」というのと全く同じ意味であり、「之を思へ」つまり律師に対して原文に即してしっかり考えて読み直せと言わんばかりの語勢で、鳳潭は論駁しているのである。

このように、鳳潭は『紀要竜鳴斥謬』で律師の破文を挙げながら、その一々について反駁しているのであるが、それは鳳潭の『戒本疏紀要』の第一巻部に対しての三十五箇所、第二巻部に対しての二十箇所、第三巻部に対しての二十五箇所の合計八十箇所に及ぶ律師の反論に応じての論駁となっている。

『菩薩戒行事鈔』にみる律師の戒律観

『菩薩戒行事鈔』は、享保十一年（一七二六）通玄律師が七十一歳の時に著述したものである。これは、そのタイトルが示すように、梵網經に説かれる十重四十八輕戒を以て菩薩戒とする梵網菩薩戒の止持・作持の二門を括り、その行事を組織立てて体系化した、いわば梵網律の綱要書とも言うべき書籍である。言うまでもなく、唐代に南山の道宣は、四分律の要義を組織的に述べ、その行事の規範をまとめ、それを『四分律刪繁補闕行事鈔』として著したのである

通玄律師と『菩薩戒行事鈔』

が、通玄律師は正にこれに準え、梵網律の要義をまとめ著し、これを『菩薩戒行事鈔』と題したのである。

古来、中国・日本では（比丘）僧として受戒するには、三聚淨戒を以て行うのであるが、この三聚淨戒とは、摂律儀戒、摂善法戒、摂衆生戒のことで、これを大乘仏教の菩薩戒としている。特に、唐代に道宣が瑜伽論に説かれる小乗戒を加味した、通三乗の説を立て、四分律を依用した南山律宗を建ててからは、摂律儀戒の七衆戒の内、比丘の律儀は二百五十戒、比丘尼の律儀は三百四十八戒を以て具足戒となしている。それ故、古来中国に於いても、我が国南部仏教に於いても、この五篇七聚の二百五十戒を以て大僧戒（比丘戒）としているのである。この瑜伽論所説の菩薩戒に対し、梵網經や瓔珞經に基づく大乘独自の菩薩戒がある。これは、十重禁戒、四十八輕戒を以て、大乘菩薩戒とするものである。これは、専ら天台宗で重視され円頓戒と称して、伝教大師以来我が国においてはこの梵網戒を以て大僧戒とするのである。ところが、この十重四十八輕戒を以て大僧（比丘）為る可きかどうかという問題は、我が国の戒律思想の展開を考える上で極めて重要となる。というのも、古くは叡山に大乘戒壇が設けられるにあたり、南都北嶺間でこの戒律論争が起こる訳であるが、近世江戸期においても単に（梵網）菩薩戒を受持することによって比丘為り得るかと言う問題は、当時の戒律論争の一大論点となっていたからである。今、南都真言律である西大寺の如空が述べた『菩薩戒問答洞義抄』をみると、

次に北嶺の義は、昔弘仁年中、伝教大師四箇条の事を以て奏申す。其の大意に曰く、「直往の菩薩は、最初始行に二百五十の小戒を受けず。唯だ十重六八の戒を受けて、大乘比丘僧を成ず。梵網所説は則ち此の戒なり。是れを円戒と名く。此の円戒中、都て五篇七聚を交て受けず。彼の戒は、一向小乗の戒なり。久

修の菩薩、他を利せんが為の故に、仮に之を受持して兼行有る可し。直往の初心は必ずしも之を受けず。我が山には、須く北円戒を受け大乘僧と成らんと欲すべし。云々」と。両寺既に許さず。^{（三五）}

とあり、さらに東大寺戒壇院の凝然が記した『通受比丘懺悔両寺不同記』にも

瑜伽大論に具に通受の三聚の行相を説く。其の律儀戒は全く七衆の諸戒を以て体と為す。既に七衆を分つ。是の故に苾芻及び苾芻尼は必ず定めて応に篇聚を以て相と為すべし。若し爾らずば、何を以て七衆の差異を分別せん。：是の故に律儀は必ず篇聚を護るべし。^{（三五）}

とあるように、南都では（西大寺の真言律でも唐招提寺の南山律でも）この円頓戒を以て比丘となる叡山の立場を堅く否定し、認めないのである。

先に述べた江戸時代の律の三僧坊は、この真言律の流れにあり、まさに四分律の篇聚戒を以て比丘とする立場にある。勿論、通玄律師自身も、野中寺で篇聚戒を自誓受で具足し比丘となつたはずであるが、何故この梵網戒を提唱するのであろうか。律師の菩薩戒に対する考えは、この『菩薩戒行事鈔』の序文に明確にされている。そこには、

熟々案ずるに、五篇七聚の戒相幽微にして、濁世の鈍根、修学すること至て難し。強て、之を学せんと欲れば、自餘の五度を修するに暇無し。：一種を闕に随つて、決定して無上正等菩提を證すること能わず、豈に洪慨を起さざる可んや。：

とあり、時代は濁世にあって、衆生は鈍根であって、五篇七聚の二百五十戒は奥が深いので、それを修学し遵守することは至って困難であり、敢えて修学しようとすれば、六波羅蜜の内、戒波羅蜜の修

学のみであり、凡その他の五波羅蜜を實踐する暇もなく、智慧が成就しないから、菩提にいたるのも不可能であり、これは嘆くべきことであるとしている。つまり、末世の衆生は鈍根であり、とても成仏までには及ばないのであって、そういった実質性を直視すると、むしろその機根に相応した戒律のあり方（篇聚戒よりは梵網戒が適当で）こそが望ましいと考えているのであり、律師が極めて実質重視の戒律観に立っていることが分かる。勿論、ここでの律師の主張は、所謂伝教大師以来の円頓戒の立場に極めて近いといえる。『菩薩戒行事鈔』には、さらに

往昔し伝教・慈覚の二大宗師各々論文を著して、頓学大乘戒法を興建す。良に以へ有り哉。方に今、響みを効て但本業及び梵網經に依て、十重四十八輕を護持して撰律儀と為し、懺法また輕重の二篇に依る時は、則ち癡鈍の人もまた企て及ぶ可し。一切の修善を撰善戒と為し、諸の利他の行を撰衆生戒と為し、此の三聚を学するを則ち直往の菩薩苾芻と為す。……然して後、或は唯識觀、或は三止三觀、或は念仏三昧、或は三密觀行、意に隨て之を修せば、三学六度備具せざると雖も、少き兼ね涉ること有り。単輪隻翼に勝れりと謂つ可し也。蓋し、是れ劣機に返することの要術、鈍根を撰するの方便也。

とあり、天台の円戒論に倣って、直往の菩薩比丘としての梵網菩薩戒を是としている。直往菩薩とは純大乘の菩薩のことであるが、ここでは十重四十八輕を護持して撰律儀戒となし、一切の修善を撰善法戒、利他行を撰衆生戒と配して三聚淨戒を立てているのである。

ところで、梵網戒を三聚に配当する類別には古来異説があるが、通玄律師がここに述べる菩薩比丘の戒は、全く天台の円頓戒に基づく比丘戒と同じであることが分かる。江戸時代の天台僧である敬光律師（一七四〇～一七九五）の著した『僧戒説』に

（十重四十八輕戒）二篇は、皆是れ直往大機の比丘の別解脱戒なるを以ての故なり。…上の如き二篇の撰律、八万の撰善、四等の撰生、此の三戒を正く梵網宗の三聚と称す。これ所謂、靈山の直受なる衡台列祖の稟伝三聖二師及び自他宗の諸祖唱和し玉へる所なり。…此の二篇三聚を具足する人を指て、大乘の比丘と称す。^{（七七）}

とあるように、まさに通玄律師がここで提唱する直往菩薩の比丘戒は、所謂梵網律宗の戒律観ともいえるものである。さらに『菩薩戒行事鈔』では、直往の菩薩比丘の受戒のみではなく、七衆すべてが受ける菩薩戒の戒相についても説明している。律師が『菩薩戒行事鈔』で説く菩薩戒の内容を、「受戒篇第四」等を参考にまとめると次のようになる。

直往菩薩の比丘戒（比丘尼）

撰律儀戒……十重禁戒、四十八輕戒（二篇）

撰善法戒……一切の修善

撰衆生戒……諸の利他行

法同沙弥（沙弥尼）の撰律儀戒……十戒

形同沙弥（沙弥尼）の撰律儀戒……八（斎）戒

式叉摩那の撰律儀戒……八戒、六法戒

在家者の撰律儀戒……五戒

ここに見られるように、菩薩戒は七衆すべてに授けられる戒であるが、基本的には撰善法・撰衆生の両戒に差異はなく、撰律儀戒の戒相のみが各々異なる。一方、先にも述べた南都系真言律での比丘戒については、その三聚淨戒は、

南都系の（通受比丘）具足戒

撰律儀戒……五篇七聚（二五〇戒）

撰善法戒……瑜伽の四重、三十二戒

梵網の十重禁

梵網の三十戒

撰衆生戒……瑜伽の十一戒

梵網の後十八戒

であり、明らかに篇聚の二五〇戒を具足しないと正式な比丘とはなり得ない。勿論、律師は、篇聚戒を護持する比丘と単菩薩戒（梵網戒のみ受持する）比丘の立場の相違を無視している訳ではなく、その格差をも明確にしている。それは、『菩薩戒行事鈔』「致敬篇第十二」に

若し通受比丘と、単菩薩比丘と其の先後を論ぜば、通受の比丘は五篇を持す故に、後受の者も当に却って上に在るべし。単菩薩の人は戒支全ならざるが故に、当に下に在るべし。菩薩沙弥、通受沙弥の先後も亦爾り。：

とあることからわかる。つまり、篇聚戒を護持する通受比丘は、単に梵網戒のみ護持する比丘より上位（優位）にあり、「単菩薩の人は戒支全ならざるが故に」という言葉にみられるように、単菩薩戒では比丘の守るべき戒相が簡略され、不完全であるから劣等と位置づけているのである。勿論、こういった単菩薩戒比丘を下位にみる見方は、先に述べた『菩薩戒問答洞義抄』に

若し彼の顕戒論に約して、以て大僧と解せば、只だ形同沙弥の分なり。南都には沙弥の上に坐さ令む可し。方に俗年と数え則ち形同中に就く可し。新旧に約し、有願無願に分つも甚だ通慢なり。^(一六)

とあるように、南都には古くから厳然としてあり、律師もこういった南都系の戒律観を充分にふまえて、その順列を論じていることがわかる。ただ、南都側では天台の円頓戒を以て、比丘であるとは認めず、あくまで沙弥扱いとするのに対して、律師はそこに上下の差はあるものの、直往の菩薩比丘として容認している点は重要といえよう。しかもここでは、先の『菩薩戒行事鈔』の序文に「今、顰みを効て」（効顰とは、明らかに誤ったことを真似ることであり）と

か、「則ち癡鈍の人もまた企て及ぶ可し」、「是れ劣機に逗することの要術鈍根を損するの方便なり」といった記述が見られるように、梵網菩薩戒を以て比丘となすことは、正当ではないにしても機根の劣った衆生にとっては、（これによって種々の観法を成就して菩提に到達しやすくなるので）むしろ有効であると、実質性を重視して律師は主張しているのであって、あくまでこれを「方便」として擁立していることが分かる。

真言律の開祖である西大寺叡尊和尚は、此の梵網戒を僧俗問わず授戒し、その数九万六千人と言われ、真言律ではこの梵網戒の授戒は、中世以降重要な授戒法とされてきたとも言える。事実、律の三僧坊に受具した篇聚戒を堅持する比丘が、こういった梵網菩薩戒を僧俗問わず伝授したことは、江戸時代にも多く見られ、いわば菩薩戒のブームが見られたのも近世戒律展開に於いての一特徴でもあった。^(一七) 従て、ここに述べた通玄律師の菩薩戒に対する戒律観は、勿論律師独特の梵網戒観であるともいえるが、それは同時に当時の真言律の比丘が持ち得たそれと同じものと考えても良いであろう。ただ当時の真言律における梵網菩薩戒を以て直往菩薩比丘とする戒律観を著した書籍、また当時の具体的な菩薩戒の行軌を記した書物が殆どないため、この『菩薩戒行事鈔』は、当時の真言律に於ける梵網菩薩戒の内容、またその周辺の事情を具体的に知るための極めて重要な資料であるともいえる。

ところで、先に述べたように通玄律師は、宝田律僧坊（蓮光寺）を開創したのであるが、この律僧坊の特性を最後に考えてみたい。享保二年（一七一七）夏に編制された『宝田山制法』をみると、

宝田山制法

凡そ、吾が門に属する者、若しは比丘、若しは沙弥（法同・形同）、若しは淨人（剃髮者・直綴者）、大戒を通受せし者は、

藤 谷 厚 生

若し十重禁中、後の六重及び軽垢の罪、律中の僧殘已下諸戒を犯さば、覆藏を為さず、速に懺悔せんと欲し、応に瑜伽論の惡作懺法を修すべし。若し、前四重を犯さば、能犯所犯を論ぜず（別して淫戒に約せば）暫く一たび現行せば、懺法を聴さず、比丘、沙弥なれば衣鉢を脱却し、淨人なれば直綴を脱し、応に衆中に擯出すべし。別に五八の戒を受く者も亦復是の如し。…尼衆もまた之に準ず。…上の制法の如し。若し同意せざる者は、吾が児孫に非ず。同意の輩は、楮尾に応に伏膺の語及び名字を記すべし。

時に享保二年龍集丁酉仲夏

宝山老衲通玄制立

世寿六十有二歳

法臘三十有六夏

伏して嚴制の旨を承り誓て之を違越せず

陶栄範 花押

同上

到岸寛 花押

同上

慈沢賢 花押

……

………
(印)

とあり、これは通玄律師が開創した当時の宝田僧坊の事情を知る上では重要な資料と言える。当時の宝田僧坊は、他の律僧坊と同じく比丘、法同沙弥、形同沙弥、淨人（在家の見習い）といった構成でなっていたことが分かる。ところで、この制条を見ると「わが門に属する者」とあることより、明らかに宝田僧坊は単独の一派を形成していたことが解かる。しかも「大戒を通受せし者」という言葉があるが、ここでの大戒とは一見大僧戒（具足戒）に思われがちであるが、「沙弥なれば衣鉢を脱却し、淨人なれば直綴を脱し」という文脈から、沙弥・淨人も受持し得る戒であり、ここでの大戒は大乗菩薩戒を指しており、「菩薩戒を通受して受戒した者」ということが、その文意として読み取れるのである。しかも、「若し十重禁中、

後の六重及び軽垢の罪」また「若し、前四重を犯さば」という言葉があるように、明らかにこれは梵網の十重禁戒、四十八輕戒について述べているわけで、これを篇聚に配当するならば、十重禁のうち後の六重（不酤酒戒、不說過罪戒、不自讚毀他戒、不慳戒、不瞋戒、不謗三宝戒）と輕垢の罪（四十八輕戒）以下諸戒は、いわば僧殘法以下の四篇等に相当するもので、これは懺悔により許されうる罪過であり、前四重（不殺生戒、不偷盜戒、不邪淫戒、不妄語戒）は四波羅夷で極重罪であるから、これを破れば僧団追放になるということとを禁制として明確にしている。このように、この制法の内容から考えると、宝田僧坊は梵網戒の十重四十八輕戒を奉持する（準拠した）律僧坊、つまり梵網律の僧坊であったことが推測できる。

先に述べたように『小史』には「宝永、正徳年間は宝田（蓮光寺）僧坊を四分律僧團と成し平常衆僧は六十余名、……」と書いてあり、律師が蓮光寺に転住した当初の宝永、正徳年間は、確かに宝田僧坊は四分律を奉持する現前僧坊であったかもしれない。しかし、そのまま四分律僧坊であるならば、律師は何も野中寺一派を退衆する必要はなかったはずである。宝田僧坊にこの『制法』が立てられたのが享保二年であり、こういった背景を考えると、明らかに律師は四分律を標榜する野中寺一派から離脱することで、新たに梵網律による宝田律僧坊をここに開創したことが窺い知れる。しかも、先にあげた梵網菩薩戒の要義である『菩薩戒行事鈔』の序文末に

方に今、吾が党の新学に便りせんが為めに、略して行事を録す。
名けて、菩薩戒行事鈔と為す。

とあることから、律師は明らかに宝田僧坊に受戒した蓮光寺一派の新学の比丘のために、この梵網菩薩戒の綱要書である『菩薩戒行事鈔』を編著したことが分かる。

おわりに

以上のように、近世戒律復興の流れの中で、通玄律師は梵網菩薩戒を以て、僧俗問わず普及せしめるという、新たな構想を持ち梵網律の提唱を行った。つまりそれは、宝田僧坊を梵網律僧坊にすることによって、新たな戒律復興の流れを起こそうとする構想である。そういう意図があったからこそ、敢えて当時の仏教界随一の論士であった鳳潭との間に梵網戒論争を起こしたのであるうし、多くの戒律注釈を著し刊行することによって、幾多の衆徒を集め彼らに梵網戒を授け、またその綱要書とでも言うべき『菩薩戒行事鈔』を著したのであろう。勿論それは、当時の世俗生活の実質性を重視した結果の方便でもあり、真言律の開祖・叡尊の意にも適うものであり、また同時に時代の要請に適応したものであったのであろう。律師は、当時の衆生の機根、また衆生救済という大乘の直往菩薩の観点に立てば、梵網戒の宣揚は必要で、むしろ四分律の篇聚を無視することなく、円頓戒を融合するという形で、その菩薩戒を意義づけ、またその普及を目指したのである。

先にも述べたが、江戸時代の初期は律の三僧坊が開創され、まさに持戒持律の僧風復興が行われ、四分律・篇聚戒に非ざれば比丘に非ずとする戒律厳守の風潮が、当時の仏教界に浸透していった時期でもあった。勿論、このことは梵網菩薩戒のみで大僧となす天台の円頓戒の流れにも影響を与え、靈空律師が安樂律を復興するなど、天台にも宗祖の意に適わない四分律重視の傾向が起こったほどである。そういった四分律中心の戒律復興の流れの中にあって、真言律の篇聚戒厳守の立場にあった通玄律師が、このような意図で梵網菩薩戒（梵網律）を提唱したことは、極めて特異であり、また近世戒律思想の展開の中で、こういった動きがあったことは特筆に値する。

〔尚、本論で用いた『菩薩戒行事鈔』の上巻序文と勸学篇（抄文）を読み下し、参考にまで資料文献として本稿末尾に付した。〕

〔注〕

- （一）『律宗概論』徳田明本（百華苑刊）、また「単持菩薩戒の主張について」徳田明本（『仏教学研究』第三〇号所載・龍谷大学仏教学会編）参照。特に徳田氏は、『律宗概論』六二九頁三行以下で通玄律師を神鳳寺派の僧と誤認し、またその仮名を慧微（？）と誤るなど、何を以て証左とされているのか不明であり、不実な断言が見られる。
- （二）『日本仏家人名辞書』（東京美術・昭和四十九年十月版）八三一頁参照。
- （三）『通玄和尚小史』（山崎好治編・らくぶん社印刷・昭和五十五年四月発行）尚、本書は通玄律師二五〇年遠忌を記念して限定出版（非売品）されたものであり、一般には入手できないので、今回は大阪府立中之島図書館所蔵本を参照した。引用文は『通玄和尚小史』八頁より引用。
- （四）拙著「近世初期における戒律復興の一潮流」（四天王寺国際仏教大学紀要・人文社会学部第三七号、一頁～二頁）並びに、拙論『三国毘尼伝』にみる近世真言律の特徴について」（印度学仏教学研究・第五四卷二号、二七〇頁以下）参照。
- （五）野中寺僧名帳については、『日本における戒律伝播の研究』（元興寺文化財研究所・平成十四年三月発行）の翻刻篇四八頁などを参照。
- （六）前掲『日本における戒律伝播の研究』二四頁参照。
- （七）何故、通玄律師が野中寺で五夏已満したかという理由であるが、当時の律僧坊での比丘の規定では、五夏依止が原則であり、五夏を経ないと依止師（一人前の比丘）になれないわけであり、当然本寺を

藤 谷 厚 生

一四

離れ別院（比丘が独住する僧坊）に住むことはできないことになった。いた訳で、通玄律師は元禄のころに蓮光寺を再興し、そこを後には律僧坊としたのであるから、当然五夏已満したものと考えられる。五夏已満については、前掲注（四）「近世初期における戒律復興の一朝流」（三頁・自誓受戒と比丘の規定）参照。

- （八）宝田山蓮光寺は大阪府狹山市東野にあった。現在は山門、庫裡等の建築物は残っているが、（廃寺）民家となっている。尚、同寺は天明八年（一七八八）夏に本堂が焼失し、寛政七年（一七九五）冬に再建されたが、寺運傾き、幕末維新には無住寺となり、聖教典籍は、法継の新大仏寺（三重県伊賀市富永）に移管された。『小史』九頁参照。

- （九）前掲注（五）『日本における戒律伝播の研究』一二五頁「龍山清規」、八三頁「規約」参照。

- （一〇）神鳳寺一派などでは本寺と末寺との関係が厳格であり、別に律僧坊が建てられることは消極的であった。それ故、如法真言律を興した浄嚴律師は神鳳寺僧坊に入らず、高山寺に神鳳寺派の恵海玄忍を招請し受具する。前掲注（四）「近世初期における戒律復興の一朝流」二頁および前掲注（五）『日本における戒律伝播の研究』一〇八頁以下「大鳥山神鳳寺新評清規」等参照。

また、慈雲尊者は野中寺に受具するが、退衆し（高貴寺に正法律宗を建てるが）、後に再び還衆している。別宗を建てた者の復帰（還衆）を認めるなど、野中寺一派は極めて寛容的である。

- （一一）野中寺「龍山清規」（正徳四年・一七一）を立約するときの衆僧評定にも通玄律師やその門弟の名は記されていない。また同寺僧名録（明治期）では、律師は一旦当派を退くが後に還衆したものであるとして扱われている。前掲注（五）参照。

- （一二）『日本における戒律伝播の研究』五二頁参照。

- （一三）前掲書・八三頁、八五頁参照。

- （一四）前掲書・五〇頁参照。

- （一五）前掲「通玄和上小史」八頁、九頁、七〇頁（遺偈）参照。また律師の「預属後事文」が同書六六頁以下にある。

- （一六）通玄律師の著作に関しては、前掲注（三）『通玄和上小史』三六頁（四〇頁および『仏書解説大辞典』（小野玄妙編・大東出版）を参照した。尚、近代に唯一『八斎戒作法得道鈔』（正徳五年刊）だけは翻刻され、『日本大蔵経』第六九巻に所載されている。

- （一七）『教誡律儀指要鈔』（元禄十六年刊）『梵網經古迹記資講鈔』（宝永四年刊）『菩薩戒本宗要資糧鈔』（宝永四年刊）『八斎戒作法得道鈔』（正徳二年六月作・正徳五年刊）『三教指帰簡註』（正徳二年五月作）その刊本の多くが宝田（蓮光寺）蔵版とされ、京都や大阪（京都・山城屋佐兵衛、大阪・浅野彌兵衛など）の版元から発刊されている。

- （一八）神鳳寺一派僧名帳には、性亮（正亮）玄心とあり、そこには正亮が京都の森氏の出自であり、延宝七年（一六七九）二月に神鳳寺に具戒し、享保五年（一七二〇）五月二日に入寂したとある。神鳳寺派と関係が深い奈良桜井の聖林寺、大御輪寺を復興し、当時の神道復古の気運に乗じ、慶圓上人以来の三輪流神道を真言の事相として復興した。生年不詳。前掲『日本における戒律伝播の研究』九一頁等参照。

- （一九）正亮の『三衣弁惑篇贊釈』（一卷）は日本大蔵経第六八巻に『教誡律儀輯解』は同書第六六巻に所収されている。『教誡律儀輯解』等については、同書第九八巻・解題二・一三九頁〜一四三頁参照。

徳田氏の『律宗概論』六四〇頁には、「智積院照光院正亮（一六九〇〜一七三一）は、『戒本宗要簡註』を始め、『教誡儀』や『六物図』等六部の述作をなし、通玄の『指要鈔』を破した。」とあるが、

通玄律師と『菩薩戒行事鈔』

正亮の著した『菩薩戒本宗要簡註』（元禄三・一六九〇）『教誡律儀輯解』（貞享五・一六八八）などの著述は、律師の『教誡律儀指要鈔』（元禄十六刊・一七〇三）の発刊のずっと以前の著述であり、また正亮の生没年代も不実であり、この一文は明らかに徳田氏の誤記である。

- (二〇) 『教誡律儀指要鈔』（元禄十六年刊本）については四天王寺国際仏教大学図書館に蔵書本があり、それを参照。また同じく通玄撰の『菩薩戒本宗要資糧鈔』（宝永四年刊本）も同図書館に蔵書されている。

- (二一) 日本大蔵経・九八卷（解題二）・一三九頁にある正亮の『教誡律儀輯解』の解説で、徳田氏は、「本書（教誡律儀輯解）に対して通玄が『教誡律儀指要鈔』（二卷）をもって破したことに応じ、（正亮が）『教誡律儀詰通護篇』（二卷）をもって返破したと伝えられている。」と記しておられるが、『教誡律儀指要鈔』（元禄十六年刊本）を管見する限り、『教誡律儀輯解』を論破した箇所は明確には見られない。徳田氏が、何に基づきこう言われるかは不明。また正亮の『教誡律儀詰通護篇』（二卷）があるとのことであるが、その存否は不明。

- (二二) 鳳潭僧濬については、『望月仏教大辞典』三〇六五頁「僧濬」の項、『日本仏家人名辞書』七三七頁「僧濬」の項、『華嚴思想史』（高峯了州著・百華苑）四五二頁以下等参照。鳳潭の論争については、恵谷隆戒氏の解説（日本大蔵経第九七卷・二六六頁以下）に詳しいので参考。

- (二三) 日本大蔵経第九七卷・解題一・二六六頁～二七〇頁参照。

- (二四) 法蔵『梵網經菩薩戒本疏』（大正四〇卷・六〇二頁）、鳳潭輯『梵網經戒本疏紀要』卷一（日本大蔵経第三五卷・三頁下）、鳳潭撰『梵網經戒本疏紀要竜鳴斥謬』卷一の冒頭（日本大蔵経第三六卷・

一頁）参照。

- (二五) 『菩薩戒問答洞義抄』如空英信・日本大蔵経第六九卷・二九二頁下参照。

- (二六) 『通受比丘懺悔両寺不同記』凝然・日本大蔵経六九卷・三四四頁上参照。

- (二七) 『梵網律宗 僧戒説』敬光律師（寛政三年刊本）については、四天王寺国際仏教大学に蔵書本があり、これを参照した。

- (二八) 『菩薩戒問答洞義抄』如空英信・日本大蔵経六九卷・二九四頁上参照。

- (二九) 拙著「近世初期における戒律復興の一潮流」（四天王寺国際仏教大学紀要・人文社会学部第三七号、一二頁下）参照。叡尊は、専ら『梵網の十重禁の授戒を多く行ったのであるが、梵網十重四十八輕の菩薩戒の授戒も行っている。『律宗概論』ほか日本大蔵経・九八卷（解題二）・一九九頁下（徳田氏解説）など参照。

- (三十) 『宝田山制法』については、通玄律師の自筆本が現存するみたいであるが、前掲『通玄和上小史』五四頁以下に、その白文のみが翻刻されているのでこれを参考引用した。

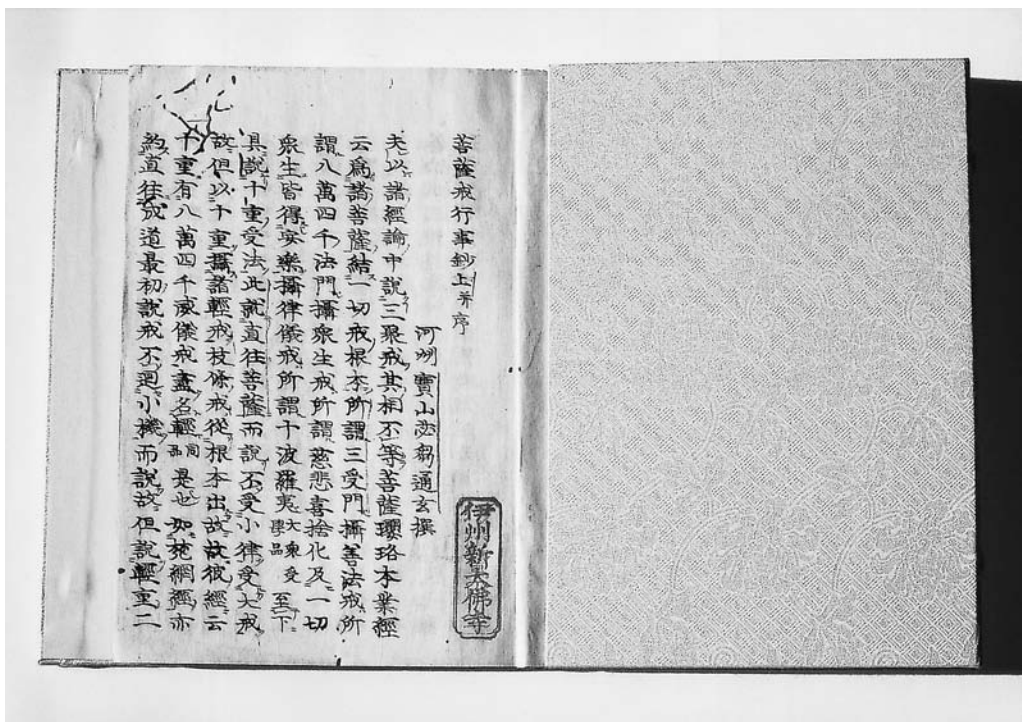
藤 谷 厚 生

〈資料文献説明〉

『菩薩戒行事鈔』

(写本・江戸中期・個人蔵)

(写真・筆者撮影)



通玄律師と『菩薩戒行事鈔』

〔目次〕

（上巻）

序

勸学篇第一 集僧篇第二 足数篇第三 受戒篇第四

説戒篇第五 安居篇第六 自恣篇第七

（中巻）

戒相篇第八 （初篇十重禁戒 第二篇輕垢罪四十八輕戒）

懺悔篇第九

（下巻）

二衣篇第十 鉢器篇第十一 致敬篇第十二 受請篇第十三

化俗篇第十四 瞻病篇第十五 送葬篇第十六 要行篇第十七

本論で用いたテキスト『菩薩戒行事鈔』は、その序の末文に「時に享保

景午春三月十有八日毫を起すが故に叙す」とあり、享保十一年（一七二

六）三月十八日に通玄律師が七十一歳の時に著述したものと考えられる。

本書は、上中下三巻より成っており、その装丁等はおよそ次のようになる。

（表紙寸法）縦・二四センチ 横・一七センチ（表紙色）浅梔子色

（題簽寸法）縦・一五、八センチ 横・三、六センチ（題簽色）白色

（装丁様式）和紙袋綴装 上巻・四十四丁 中巻・四十七丁

下巻・二十三丁

（状態）若干の虫食い有るも、傷み殆ど無し。（奥書等）無し。

文中朱筆若干有り。尚、上中下巻の各初丁に「伊州新大仏寺」の

朱印がある。

先に述べた、「単持菩薩戒の主張について」の論攷の中で、徳田氏は本書の別本を直に見られその簡単な内容構成を記述されている訳であるが、徳田氏の参考とした写本は中巻の一部（第十一戒から第三十三戒まで）が落丁した不完全な写本であり、これに対し本書は、全編完備の写本である。

恐らく、本書が通玄律師の自筆原本であり、徳田氏の参考本は本書の転写であろう。その理由としては、本書には奥書等が全く見られない事、また各巻初丁に刻された「伊州新大仏寺」の朱印は、新大仏寺（三重県伊賀市富永）の什物であったことを示すものであり、本書が嘗て新大仏寺に所蔵されていたことがわかる。通玄律師と新大仏寺との関係は、江戸期に新大仏寺の中興となった同寺東之坊の僧・陶瑩は、通玄律師が創設した宝田律僧坊（蓮光寺）に受具した高弟であり、爾来新大仏寺は蓮光寺の法類関係にあり、その後も新大仏寺の住持として宝田律僧坊から比丘が赴任した経緯が見られ、幕末には蓮光寺が荒廃し無住となったため、多くの典籍がこの新大仏寺に移され什物となった。現在、本書は法泉寺住職の松本義明師の個人所蔵となっているが、松本師は本書を古書として購入し、古書店を経由して松本師の蔵本となったと思われる。

本書は、江戸期の（梵網）菩薩戒の具体的内容・受戒方法などを知る上で恰好の資料となり得るものであり、また同時に通玄律師自身が南都系四分律宗から袂を分かち、新たに創設（梵網菩薩戒の律僧坊）しようとした梵網律宗の綱要書とでも言うべき様相を呈する書物であるから、近世戒律思想を研究する上では重要な典籍ともいえる。（今回、筆者は偶々松本師にお会いし、師が本書を所持しておられるのを聞き、師のご厚意により借覧披見することができた。末尾ではあるが、松本師に対し深謝する次第である。）

〈資料文献〉

菩薩戒行事鈔 上併序

河州宝山荜薊通玄撰

夫れ以れば、諸経論の中、三聚戒を説くこと其の相等しからず。菩薩瓔珞

本業經に云う。諸の菩薩の為に一切戒の根本を結す。所謂、三受門なり。撰善法戒は所謂八萬四千の法門なり。撰衆生戒は所謂慈悲喜捨化一切衆生に及び皆安樂を得るなり。撰律儀戒は所謂十波羅夷なり。(大衆受學品) 下に至て、具に十重の受法を説けり。此は、直往の菩薩に就て説けり。小律を受けずして、大戒を受くるが故に。但、十重を以て諸輕戒を撰す。枝條の戒は、根本従り出るが故に。故に彼の經に云わく、十重に八萬四千の威儀戒有り。尽く輕と名ずくと(同品) 是れ也。梵網經の如きも亦直往に約す。成道最初の説戒も小機を廻せずして説くが故に。但、輕重の二篇を説くを異と爲す。靈芝は、所謂華嚴部也。(芝園遺編中) 善戒經に云う戒に三種有り。一には戒。二には受善法。三には利衆生の爲の故に行ず。云何んが戒と名ずく。所謂、七衆の戒なり。(已下、七衆を列す) 菩薩戒を受持せんと欲する者は、当に淨心を以て七種(即ち、七衆也) 戒を受くべし。世間の人、大王を請んと欲するに、先ずは当に所居の屋宅を淨治すべきが如し。(戒品) 又云く、是の如きの三種戒を具せざる(五戒十具) 者、菩薩戒を得ること、亦是の處無し。三級に由らずして、四級に至るは、亦是の處無し。(受戒法品) 此は、廻入大乘の人に約す。阿含の後、方等等に至る義なり。靈芝の所謂法華部也。(同上) 瑜伽論に云く、此の在家出家二分の淨戒に依て、略して三聚を説く。一には律儀戒、二には撰善法戒、三には饒益有情戒なり。律儀戒とは、謂く諸の菩薩受くる所の七衆の解脫律儀なり。(戒品) 地持も亦爾り。瑜伽に又云く、初の律儀戒、毘奈耶聚は薄伽梵、諸の声聞所化の有情の為に、略して毘奈耶の相を説きたまうが如し。(七十五の初右) 此は大小通じて受くるに約して説けり。所以に地持瑜伽は、前の四を説かず。小律に准るなり。但、後四及び輕戒を説く。此は是れ、不共の律儀なるが故なり。彼の論に云く、菩薩は戒律儀に住するに其の四種の他勝處の法有り。(重戒初) 又云く菩薩淨戒律儀に安住すと。(輕戒中皆斯の語有る也) 是れ也。昔、興正・大悲の二天菩薩、一ら、瑜伽に依て自誓受三聚戒の法を行ず。今に迄まで、咸く其の餘沢に沾う。熟々案ずるに、

五篇七衆の戒相幽微にして、濁世の鈍根、修學すること至て難し。強て、之を學せんと欲れば、自餘の五度を修するに暇無し。瑜伽論に云く、福に於き(施戒忍) 智に於き(慧なり 進と禪とは二に通ず) 一種を闕に隨つて、決定して無上正等菩提を證すること能わず(三十六之六左) 豈に洪慨を起さざる可んや。往昔し伝教・慈覺の二大宗師各々論文を著して、頓學大乘戒法を興建す。良に以へ有り哉。方に今、顰みを効て但本業及び梵網經に依て、十重四十八輕を護持して撰律儀と爲し、懺法また輕重の二篇に依る時は、則ち癡鈍の人にもまた企て及ぶ可し。一切の修善を撰善戒と爲し、諸の利他の行を撰衆生戒と爲し、此の三聚を學するを則ち直往の菩薩苾芻と爲す。苾芻尼にも亦爾り。若し、法同沙弥は文殊問經に準じて(世間戒品) 三帰羯磨を以て、誓て菩提に至るまで、十戒を受持し、輕戒を兼學し、若し夫れ形同は八戒を受持す。沙弥尼も亦是の如し。式叉摩那は六法を加う可し。在家の二衆も亦五戒を受く。一分多分其の堪うる所に任せ、並に至得菩提の誓願に約す。此を不共と爲す。然して後、或は唯識觀、或は三止三觀、或は念仏三昧、或は三密觀行、意に隨て之を修せば、三学六度備具せざると雖も、少き兼ね涉ること有り。單輪隻翼に勝れりと謂つ可し也。蓋し、是れ劣機に逗することの要術、鈍根を撰するの方便也。方に今、吾が党の新學に便りせんが爲めに、略して行事を録す。名けて、菩薩戒行事鈔と爲す。時に、享保景午の春三月十有八日毫を起すが故に叙す。

勸學篇第一

先ず、宗要を標して後進の輩をして修習するに抛有らしめ、後に聖教を引て戒徳を顕明して、学戒人をして信解を生成せしむ。初に宗要とは、南山大師曰く「境に任て名を彰さば、乃ち無量有り。且く樞要に抛て、略して四種を標す。一は戒法。二は戒体。三は戒行。四は戒相と」(行事鈔・標宗篇) 靈芝の曰く「且く、梵網に依て、通じて道俗を撰す。広く受法を明すに、略して四種有り。一に曰く戒法、乃至四に曰く戒相と」(芝園遺編中卷)

通玄律師と『菩薩戒行事鈔』

又、曰く「聖人の制法を法と名く。法を納めて業を成ずるを（無作の戒業）
体と名く。体に依て護を起すを行と名く。行に為して儀有るを（身口威儀）
相と名く。」（標宗篇記）大師の曰く、「此の四條は、並に出道者の本依、成
果の宗極なり。故に鈔の表に標して、心を寄するところ有らしむと」（標
宗篇）是なり。初の戒法とは、夫れ衆生の心性、縁に隨て起発して十界三
千の依正と為る。所以に迷悟一心を出ず。心の迷妄に由て、諸の惡業を造
る。業無量なるが故に、制もまた無量なり。是れ則ち十重六八万威儀等
の聖法也。方に今、迷を翻して悟に帰せんと欲す。心は本と清淨なり。故
に惡を斷ぜんと誓い、性万徳を具す故に善を修せんと誓い、彼我同体にし
て全く差別無きが故に生を度せんと誓う。三聚の戒願、出道に軌持す。靈
芝の所謂る菩薩戒とは、直に是れ心を識り、本に達す。成仏菩提の要術な
り。此れを戒法と謂うと。（同上）是の謂なり。二に戒体とは、又曰く、戒
体を明すに三有り。初に能受の心は即ち得戒の本。二に所縁の境は即ち発
戒の処。三に所発の業は即ち無作の体なり。初の能受の心とは、即ち大菩
提心の慈悲誓願なり。所謂、斷惡・修善・度生の三誓、一切願を撰して具
足せざること無し。若し誓願無れば、即ち戒を起こせず、則ち体無き也。
二に所縁の境とは、即ち法界・衆生・依正等の法なり。戒は境に依て制し、
体は境に從て発す。境既に無量なれば、体もまた無辺なり。行願經に云く、
「衆生に因て阿耨菩提を成ずることを得たり」と。即ち知んぬ、一切衆生は
是れ諸の菩薩の因行果徳の所出生の處なり。若し生境に非んば、戒は則ち
発せず、何ぞ体有らん耶。三に所発の業とは、菩提心に由て衆生の境を縁
じ、大誓願を起し、志を剋し、要期して法を攬て心に歸す。心は法と合す
れば、無作を發生し、善功徳を成じ、仏の種子と為る。種の心に熏するに
大力用有て、能く後習を起し、直に成仏に至る。故に南山の云く、「此の要
期の心は、彼の妙法と相、応ずるを以て彼の法の上に於て縁起の義有て、
領納して心に在るを名けて戒体と為す」と、是れ也。天台疏に云う「起こ
らざれば、已んぬ。起れば則ち性無作の仮色なり」。南山に云う「本藏識に

熏じて善種子と成す。此を戒体と為す」と。天台の性の一字は、即ち能起
の因。無作の仮色は即ち所発の体なり。南山の藏識は、即ち所依處。善種
子は即ち能依の体なり。能起所依は是れ本有の性、所發能依は即ち今の受
の体なり。此の若く体を出す文、極て明なり。能所歷然として体性濫せ
ず。則ち受納疑い無し。修持託ること有り。此は謂く戒体也。（同上）濟緣
記に曰く、善は即ち惡を簡ぶ。種子は是れ喩えなり。（世の）穀果の皆種子
有るが如し。然に、種子の名通せり。義は須く細に簡ぶべし。初に十界に
約せば、四趣を惡と為し、餘の六は是れ善なり。次に、善の中に就て、人
天は有漏四聖は無漏なり。三に聖の中に就て、三乘は是れ偏、是れ權。唯
仏のみ是れ円、是れ実なり。今此の戒種は文に唯だ惡を簡び、若し人天に
望めば、是れ無漏の種なり。若し偏權に望めば、是れ円実の種なり。行者
当に知るべし、本所受の体、即ち是れ一体三仏の種なりと。（三下二十七左
已下）梵網經に曰く、光光は、青黄赤白黒に非ず色に非ず心に非ず有に非
ず無に非ず因果の法に非ず。諸仏の本原、菩薩の道を行ずるの根本。是れ
大衆、諸の仏子の根本なりと。（已上）智旭曰く、此の光は即ち無作の戒体
を表す。法藏の曰く、因縁所發の戒体は無量にして数多きなり。故に光光
と曰う。（明曠太賢亦同じ）謂う此の戒光因縁（菩提心を因と為し、師授を
縁と為す）生の故に無性（因縁和合して仮有の法なり。故に自体無し。）離
相なり。（無性の故に色相無し）故に非青等と云う也。（已上）初の非青等
の句は、顯色に非ずと簡び、後の非色の句は形色に非ずと簡ぶなり。又曰
く性は質礙に非ず（色）又縁慮に非ず（心）故に非色心と曰う。太賢曰く、
縁を離れざるが故に有に非ず（授受の縁に由て起る故に実有に非ず）縁
に即せざるが故に無に非ず（因縁合する處、戒体無きに非ず）法藏曰く称
性の戒、能所生を離る（智旭曰く、性を全うして起る所なれば、全体は
れ性）故に因果に非ず。又菩提心を因と為して起るに藉る故に因法に非
ず。戒能く大菩提果を成ずるを以ての故に果法に非ず。戒は果に非ずと雖
も而るに能く果と作る（謂く仏果を感じるが故に）故に諸仏の本原と云う。

藤 谷 厚 生

戒は因に非ずと雖も而るに能く因と作る（謂く菩薩の行なるが故に）故に菩薩の根本と云う。（伝奥亦同じ）現末の大衆も亦戒法を以て因地の行と為す故に大衆の本と云う。又經に曰く、金剛宝戒は是れ一切仏の本来、一切菩薩の本来、仏性の種子なり。智旭の曰う、縁了仏性また此の戒を以て種子と為す。涅槃に所謂一切衆生仏性有りと雖も、要は持戒に因て然る後に乃ち見る。仏性を見るに因て、乃ち阿耨多羅三藐三菩提を成ずと也。（已上）謂く、戒行に由て菩提の果を成ず。世の穀種の能く果実を生ずるが如し。故に仏性種子と云う。南山の善種の意、亦此に同じ。若し爾らば經文に直に戒体を指して名づけて種子と為ること粲然として知んぬ可し。然るに断戒体章に曰く、其れ無作とは是れ戒業也。此を以て体と名づくること、義は或いは乖かざれども、未だ諸論に見えず。（已上）此れただ暗短今誠證を引かば、北涅槃に云く、身を修せざる者は清淨の戒体を具足すること能わず。（三十二之二十七右）十誦に曰く、頗し比丘一處に在て坐して五種（即五篇也）戒体を犯すること有る耶。仏の言く有りと。（已下、具に犯相を説く。五十五之二十四左）薩婆多論に云く。若し五篇を犯するに、一一に三罪を得。波羅夷を犯するが如き、戒体を犯するを以て、波羅夷。仏教に違するは、波逸提。威儀を犯するは突吉羅。乃至衆多学法も三罪を犯す。戒体を犯するは突吉羅。（餘の二は上に同じ）若し懺する時は但だ戒体を懺するなり。餘の二罪同滅す。戒体は是れ根本なるを以ての故なり。（二之二十右）大毘婆沙論に曰く、問う何が故ぞ、戒体の性は色なる。答う惡色の起るを遮するが故に。又是れ身語の業性なるが故に、身語二業は色を体と為るが故にと（百四十之十五右）此の如く新旧の經論に並びに戒体の語有り。何ぞ經論に見えざると言う耶。大仏頂經の戒体も亦無作に名づく。豈習俗に従わんや。三に戒行とは、靈芝の曰く既に此の体を発す。当に隨行を起すべし。專精に保守して明珠を護るが如く、一切時中に忘失せ令めず、恒に憶し恒に持し、一心三用念念に円修し諸惡を遠離するは摂律儀也。諸善を修習は摂善法也。衆生を將護するは饒益有情戒也。始めに三誓を發

し、後に三戒を行じ、願行相い副け目足更に資けて、車の二輪の如く、鳥の両翅の如し。此の願行に由て、法報応三身の妙果を感じず。故に戒行と謂う也。四に戒相とは、又曰く此に二種有り。既に円戒を奉れば、三業の動止は利物に非ざること莫く、自行化他は美德の外に彰る。香は十方に聞こへ、衆生見んと喜び、化導する所に随つて風の草を偃すが如く、伏従せざること無し。此れ行に約して相と為す也。梵網戒本の十重四十八輕は名稱條別なり。一一の條の中に復た多相有り。皆須く誦持し、師に依て求學し持犯を体究すべし。此は法を以て相と為す也。二に皆別つ可し。故に総じて相と名く。此は謂く戒相也。（已上、芝園遺編）此の戒法の相は、下に至て別釈す。：

「ここに記した書き下し文にある送りがな、読み癖などは、原本に従った。」